

第 20 号議案参考資料

議 案 名

専決処分の承認を求めることについて
(桶川市税条例等の一部を改正する条例)

1 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に桶川市税条例等を改正する必要が生じ、令和 3 年 3 月 31 日に桶川市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市税条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

【個人市民税】

- ① 給与所得者の扶養親族申告書について、電子提出に必要な税務署長の承認を廃止し、新たな要件を規定するとともに、引用部分の整理を行う。 (第 38 条の 3 の 2 関係)
- ② 公的年金等受給者の扶養親族申告書について、電子提出に必要な税務署長の承認を廃止し、新たな要件を規定する。 (第 38 条の 3 の 3 関係)
- ③ 引用部分及び字句の整理を行う。 (第 56 条の 8 関係)
- ④ 退職所得申告書について、電子提出に必要な要件を規定する。 (第 56 条の 9 関係)
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の期間について 2 年拡充及び延長することに伴い、所要の改正を

行う。

(附則第 2 6 条関係)

【法人市民税】

地方税法施行令の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第 5 2 条及び第 5 4 条関係)

【軽自動車税】

① 軽自動車税の環境性能割の税率区分について、準用する対象を追加する。
(第 8 7 条の 5 関係)

② 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を令和 3 年 1 2 月 3 1 日まで延長する措置を講ずるとともに、軽自動車税の環境性能割の非課税率区分について、準用する対象を追加する。

(附則第 1 5 条の 3 関係)

③ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収について、準用する対象を追加する。
(附則第 1 5 条の 3 の 2 関係)

④ 軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、5 0 %軽減及び 2 5 %軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を 2 年間延長する措置を講ずるとともに、引用部分の整理を行う。

(附則第 1 6 条関係)

⑤ 引用部分の整理を行う。
(附則第 1 6 条の 2 関係)

【固定資産税】

① 雨水貯留浸透施設で総務省令に定めるもの及び先端設備等で政令に定めるもののうち、令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の割合についての規定を削り、引用部分の整理を行うとともに項の繰り上げを行う。

(附則第 1 0 条の 2 関係)

② 地方税法の一部改正に伴い、引用部分及び字句の整理を行う。

(附則第 1 1 条関係)

③ 課税上著しく均衡を失すると認める場合における土地に対する固定資産税の課税標準について、令和 4 年度及び令和 5 年度においても、評価額を下落修正できる特例措置を継続する。

(附則第 1 1 条の 2 関係)

④ 土地に係る固定資産税の現行の負担調整措置について、令和 5 年度まで延長するとともに、令和 3 年度に限り、地価上昇により税額が増加する場合にその税額を令和 2 年度と同額とする措置を講ずる。

(附則第 1 2 条から附則第 1 3 条まで及び附則第 1 3 条の 3 関係)

⑤ 平成 5 年度に係る賦課期日後に一定の事由により新たに市街化区域農地となった土地について、令和 3 年度に限り、地価上昇により税額が増加する場合にその税額を令和 2 年度と同額とする措置を講ずるとともに、字句の整理を行う。

(附則第 1 3 条の 2 関係)

⑥ 引用部分の整理を行う。(附則第 1 4 条関係)

⑦ 東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等において、住宅用地の申告の規定を適用しない期間を令和 8 年度まで延長する。(附則第 2 2 条関係)

【土地特別保有税】

固定資産税及び不動産取得税に係る課税標準の特例措置が延長されたことに伴い、課税の特例を令和 5 年度まで延長する。

(附則第 1 5 条関係)

(2) 桶川市都市計画税条例の一部改正 (改正条例第 2 条関係)

① 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(附則第2項から附則第4項まで及び附則第17項関係)

② 土地に係る都市計画税の現行の負担調整措置について、令和5年度まで延長するとともに、地価上昇により税額が増加する場合に固定資産税と同様の措置を講ずる。

(附則第6項、附則第11項及び附則第13項関係)

③ 土地に係る都市計画税の現行の負担調整措置について、令和5年度まで延長する。

(附則第7項から附則第10項まで及び附則第14項関係)

④ 土地に係る都市計画税の現行の負担調整措置について、令和5年度まで延長するとともに、引用部分及び字句の整理を行う。

(附則第18項関係)

(3) 桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正 (改正条例第3条関係)

【法人市民税】

地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第50条関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

4 例規集

(1) 桶川市税条例

第1巻 4, 701ページ

(2) 桶川市都市計画税条例

第1巻 5, 183ページ